

高額療養費が平成27年1月から変わります！

◎高額療養費自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成27年1月診療分より70歳未満の所得区分が3区分から5区分に細分化されます。

☆高額療養費制度とは…

医療機関や調剤薬局の窓口で支払った額(※)が、暦月(月の初めから終わりまで)で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

自己負担限度額は、70歳未満あるいは70歳～74歳までで異なり、所得によっても異なります。(詳しくは表を参照下さい。)

※入院時の食費負担や差額ベッド代、自費金額等は含みません。

◎平成26年8月以降に限度額適応認定証を交付されている70歳未満の皆様へ

平成26年8月以降に交付されている70歳未満の方の認定証は、平成26年12月31日となっています。

そのため、平成27年1月1日から有効の認定証を12月下旬に送付いたします。

問 町民課 内線274・275

高額療養費限度額適用認定証の区分および自己負担限度額

70歳未満の方の場合

○自己負担限度額(月額)

所得区分	区分	所得要件	限度額	多数回該当(4回目以降)
上位	A	旧ただし書き所得600万円超	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	B	旧ただし書き所得600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
非課税世帯	C	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



所得区分	区分	所得要件	限度額	多数回該当(4回目以降)
上位	ア	旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	イ	旧ただし書き所得600万円～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	ウ	旧ただし書き所得210万円～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ	旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
非課税世帯	オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

・旧ただし書き所得…所得から基礎控除33万円を引いた額
 ・所得不詳(未申告)者がいる場合の区分は「ア」
 ・同一世帯で1か月につき21,000円以上の自己負担額が複数あった場合、合算して自己負担額を超えた分があとから支給されます。

70歳以上75歳未満の方の場合(区分の変更はありません)

○自己負担限度額(月額)

所得区分	区分	所得要件	外来+入院(世帯)	
			外来	外来+入院(世帯)
現役並み	-	課税所得145万円以上	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般	-	課税所得145万円未満 ※1	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	Ⅰ	住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円



所得区分	区分	所得要件	外来+入院(世帯)	
			外来	外来+入院(世帯)
現役並み	-	課税所得145万円以上	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般	-	課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	Ⅰ	住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円

※1…現役並み所得であるが収入が単身383万円未満、複数520万円未満の場合も含む。
 ※2…※1に加え、平成27年1月以降、新たに70歳となる被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
 ・低所得Ⅱ…同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で低所得Ⅰ以外。
 ・低所得Ⅰ…同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費控除を差し引いたとき0円となる世帯。